

韓国における少子化の現状とその対策

金 明中
張 芝延

■ 要約

先進国に比べて韓国の出生率と女性の労働力率は両方とも低い。これは女性が育児をしながら仕事を続けられる環境が整備されず、「仕事と育児」の間で選択を迫られる状態にあるという社会的現実を反映するものである。出生率の低下が予想より深刻で、将来人口の減少に伴う労働力人口の減少と国際競争力の低下への影響を懸念し、韓国政府は、長期的（2006～2020年）な人口政策として「低出産高齢社会基本計画」を発表して、2006年から実施している。そこでの育児支援政策は、出産と育児に関する国と社会の責任を以前より強化していくという意志を表明したものであり、労働力の確保と社会保障制度の維持、女性の労働市場への参加奨励、児童福祉の向上を主な目標にしている。

保育において、公的サービスに先んじて民間市場が形成された韓国では、政府が動く政策の余地はかなり制限されている。その中で、政府は、育児支援における後発走者として、新しい政策実験を試さざるを得ない。

■ キーワード

合計特殊出生率、少子化、低出産高齢社会基本計画、児童手当、労働力率、養子縁組、ワーク・ライフ・バランス

I はじめに

韓国において少子高齢化が速いスピードで進んでいる。2006年の韓国の合計特殊出生率（以下「出生率」）は1.13で1960年頃の6前後から大きく低下しており、OECD加盟国の平均出生率1.6（2004年）を下回っている。また、高齢化の進行速度も速く、2006年に9.2%である高齢化率は2022年には14%を超えて高齢社会に到達することが予想されている。つまり、今からはほぼ半世紀以前には世の中で最も高い出生率で悩んでいた韓国が現在は世の中で最も低い出生率で頭を抱えているという皮肉な状況が実際に起きているのである。このような少子高齢化の進行は、長期的には労働力供給の減少と経済成長の鈍化、そして公的社会保障の支え手である被保険者数の減少と将来世代の負担増加に繋がる恐れがあり、その対策は

喫緊の課題である。

少子高齢化とともに家族形態も多様化している。伝統的な家族形態であった祖父母、父母、子供が一緒に同居する三世帯家族が大きく減少しているのに対し、核家族化の進展とともに独居老人世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加した。また、離婚率の上昇は母子世帯や父子世帯というひとり親世帯の増加をもたらし、育児や保育の社会化がより要求されることになった。したがって、本稿では①家族形態の変化、②韓国における人口政策と出生率の動向、③少子化の原因、④韓国政府が少子高齢化対策として打ち出した「低出産高齢社会基本計画」の主な内容などを中心に韓国における少子化の現状と育児支援策を説明する。

II 少子化の現状とその原因分析

1. 家族形態の変化

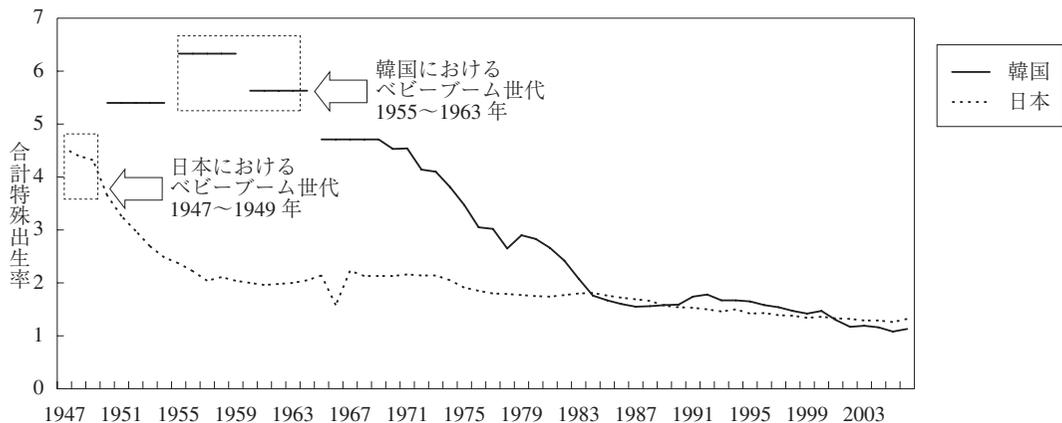
韓国における家族形態の最も大きな変化は、三世代以上の大家族の急減と高齢者を中心とする夫婦世帯や単身世帯の増加が挙げられる。また、離婚の増加によるひとり親世帯の増加と国際結婚の増加による家族のグローバル化が進むなど家族形態も多様化している。1980年に4.50人であった平均世帯員数は2005年には2.90人まで低下した。また、単身世帯と2人世帯の割合は1980年の4.8%、10.5%から2005年にはそれぞれ20.0%と22.2%に増加したことに比べて、5人世帯と6人以上の世帯は20.0%と29.8%から10.1%と3.3%まで大きく減少した¹⁾。家族構成員が変化することによって老父母扶養に対する意識も変化している。老父母扶養に対する意識調査の結果、老父母の扶養が家族の責任であると答えた割合は2002年の70.7%から2006年には63.4%まで低下した²⁾。その理由として考えられるのが共働き世帯やひとり親世帯の増加である。あるアンケート調査³⁾では20代夫婦の89.2%、30代と40代の夫婦それぞれ

63.2%と65.7%が共働きで働いていると答えている。このような共働き世帯やひとり親世帯の増加は高齢者世帯の増加とともに家族の機能を弱体化させ、育児や介護の社会化を要求する原因になったのである。

2. 出生率の動向と人口政策

図1は日・韓における出生率の動向を示している。韓国の出生率は1955年から1963年の間⁴⁾が最も高く、この期間に生まれた世代が韓国におけるベビーブーム世代であり、日本の団塊世代に当たる。しかしながら図1でも見られるように韓国のベビーブームは日本に比べてその期間が長いという特徴を持っている。韓国の出生率は1950年代後半を頂点として急速に低下し、1983年には人口の置き換え水準である2.1を下回ることになる。このように韓国の出生率が急落した最も大きな理由として、韓国政府によって長年にわたって実施された産児制限政策が挙げられる。

韓国の人口政策は大きく三つの期間(①1961～1995年、②1996～2003年、③2004年以降)に区分することができる。人口政策の第1期には経済



注：韓国における1950～1954年度、1955～1959年度、1960～1964年度、1965～1969年度はデータの制約により、UN (2006) の5年平均の数値を利用した。

資料：UN (2006) *World Population Prospects*, 統計庁「人口動態統計」各年度、厚生労働省統計情報部『人口動態統計』より作成

図1 日・韓の合計特殊出生率の動向

開発5か年計画の推進とともに産児制限政策や家族計画事業が国を挙げて実施された。この期間の人口および家族政策は「少なく産んで元気に育てよう：60年代」、「息子と娘を区別せずに二人だけ産んで元気に育てよう：70年代」、「元気に育てた一人娘は十人の息子よりましである：70年代後半～80年代」のようなスローガンにもよく表れているように産児制限政策がその中心であった。このように35年間も続いた産児制限政策は出生率の低下につながり、1955～1959年に6.33（5年間の平均）であった出生率は1995年には1.57まで低下することになる。

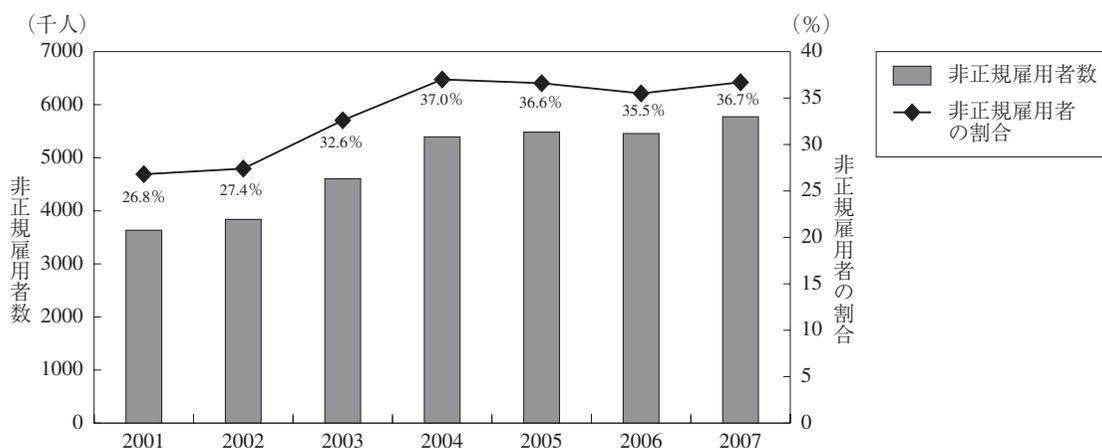
90年代前半の出生率が引き続き、人口の置き換え水準を下回ると、既存の産児制限を中心とした人口政策は「人口の資質および福祉向上」を基本内容とする人口政策に若干修正されることになる。つまり、この人口政策が実施された1996年から2003年の間が韓国における人口政策の第2期であると言える。しかしながらこの期間に実施された政策の内容は、「社会経済発展のための低出産水準の維持、死亡率の改善、出生性比の均衡、人工妊娠中絶の防止、男女平等および女性の権利伸長、AIDSおよび性病予防、家族保健および福祉増進」

などが中心で直接的に少子化を改善する対策は含まれていなかった。その結果、人口政策第2期の末期である2003年には出生率が1.19まで低下し、世界でも最も出生率が低い国の一つになった。

出生率の低下が予想より深刻であることに気づいた韓国政府は低出産・高齢化問題に本格的に対応するために、2005年9月に「低出産・高齢社会基本法」を制定し、大統領直属機関である「低出産・高齢社会委員会」を設けた。この委員会は、大統領を委員長として12部処（日本の省庁にあたる）の長官（日本の大臣にあたる）と12人の民間委員で構成された。また、2005年10月には政策推進機構として、12部処の公務員と民間の専門家から成る「低出産高齢社会政策本部」を設置した。このように、「低出産・高齢社会基本法」を計画した2004年以降を韓国における人口政策の第3期であると言えるだろう。

3. 少子化の原因

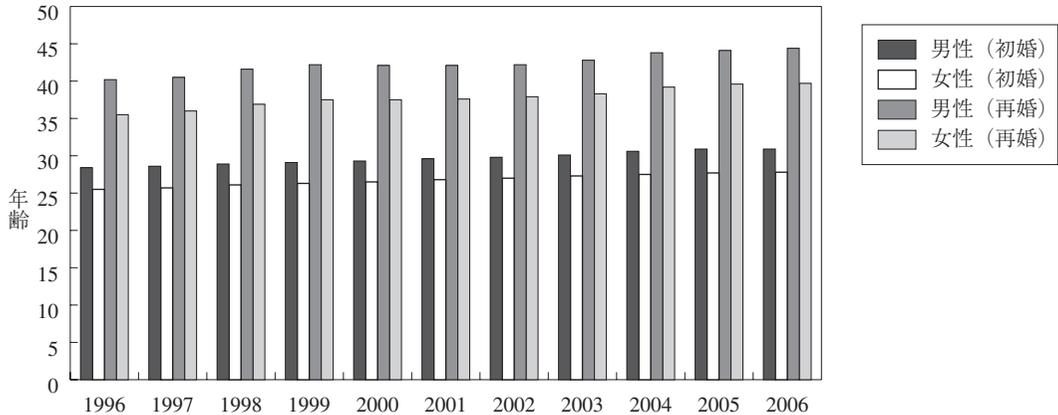
政府の産児制限政策などによって大きく低下した韓国の出生率が産児制限政策の廃止や人口政策の修正にも係わらずさらに低下している理由はどこにあるのか。ここではその主な理由をいくつか



注：各年度8月基準（2007年度は3月基準）

資料：統計庁「経済活動人口調査付加調査」より作成

図2 非正規雇用者数とその割合の動向



資料：統計庁(2007)「2006年婚姻統計結果」より作成

図3 性別平均初婚および再婚年齢の動向

の観点から分析する。まず、最初の原因として、若年層の所得および雇用が不安定なことが挙げられる。2007年5月における韓国の失業率は3.2%で、全体的に低い水準を維持しているが、同時期における15～29歳の若年層の失業率は7%で、平均失業率の2倍を上回っている。さらに、雇用形態の多様化とともに非正規雇用者の割合も継続的に増加しており、2001年8月⁵⁾に26.8%であった全賃金雇用者に占める非正規雇用者の割合は2007年3月⁶⁾には36.7%まで上昇した(図2)。特に非正規雇用者の増加は20代や40代の年齢階層で目立っており、2001年にそれぞれ21.2%と20.3%であった20代や40代の非正規雇用者の割合は2005年には30.5%と32.6%まで上昇した。このような若年層の失業率や非正規雇用者の割合の増加は雇用者の所得水準を引き下げ、教育年数の上昇などほかの要因とともに晩婚化や未婚化を誘発し、少子化の原因になっている⁷⁾。

実際、韓国における平均初婚年齢は1990年の男性27.9歳、女性24.9歳から2006年には男性30.9歳、女性27.8歳まで上昇した(図3)。また、1970年と2000年における年齢階層別未婚率の動向(表1)を見るとすべての年齢階層で未婚率が上昇していることが分かる。特に20～24歳と25～29

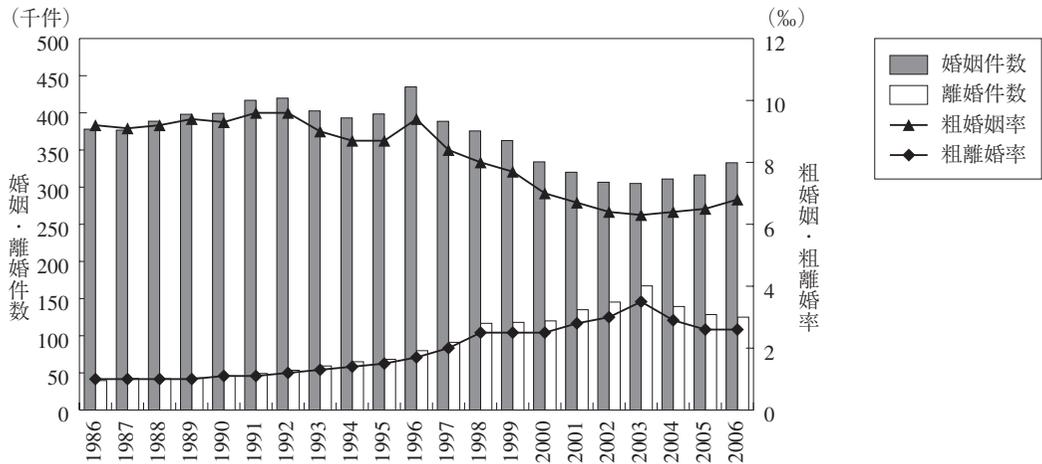
表1 女性の年齢階層別未婚率の動向

(%)

年齢階層	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000
15-19	97.1	97.4	98.2	99.1	99.5	99.2	99.3
20-24	57.2	62.5	66.1	72.1	80.5	83.3	89.1
25-29	9.7	11.8	14.1	18.4	22.1	29.6	40.1
30-34	1.4	2.1	2.7	4.2	5.3	6.7	10.7
35-39	0.4	0.7	1.0	1.6	2.4	3.3	4.3
40-44	0.2	0.3	0.5	0.7	1.1	1.9	2.6
45-49	0.1	0.2	0.3	0.4	0.6	1.0	1.7

資料：統計庁「人口住宅総調査」

歳の未婚率は1970年の57.2%と9.7%から2000年には99.3%と40.1%まで上昇した。平均初婚年齢や未婚率の上昇は婚姻件数を低下させる要因となり、1996年に434,911件でピークであった婚姻件数は2003年には304,932件まで減少した。こうした婚姻件数の減少は離婚件数の増加⁸⁾と良い対照を成している。ここでひとつ注目すべきことは、2004年から婚姻件数が再び増加しており、ともに離婚件数も減少していることである(図4)。婚姻件数が増加したのは、主に外国人との婚姻が増えたためであると考えられる。統計庁の「2006年婚姻統計結果」によれば、外国人との婚姻件数は2000年の12,319件から2006年には39,690件まで



注：粗婚姻率：人口1000当たりの年間婚姻件数

粗離婚率：人口1000当たりの年間離婚件数

資料：統計庁(2007)「2006年婚姻統計結果」と統計庁(2007)「2006年離婚統計結果」より作成

図4 婚姻および離婚件数の動向

増加しており、全婚姻件数に占める割合も3.7%から11.9%まで増加した。特に韓国人男性と外国人女性⁹⁾との結婚が増加しており、全外国人との婚姻件数の76.1%(2000年:59.3%)を占めている。

2006年だけに限定すると、婚姻件数の増加要因は韓国の文化的伝統の影響を受けていることを見てとることができる。つまり、現在まで旧暦を使っている韓国において2006年は「双春年¹⁰⁾」に該当する年であり、この年に結婚する女性は一生幸せになるという俗説が広がり、婚姻件数が増加したという主張である。さらに、2007年は「黄金の亥の年¹¹⁾」と言われており、その影響で出生率が上昇すると見通されている。プロテスタントやカトリック人口が全宗教人口の半分以上¹²⁾を占める韓国において、「双春年」や「黄金の亥の年」が人口構成に影響を与えることは極めてアイロニーなことである。とにかく「双春年」や「黄金の亥の年」によって婚姻件数が増加し、出生率が上昇することが望ましくないとは言えないものの、このような不規則で特殊な要因に頼らず中長期的な人口政策や少子高齢化政策を通じて人口増加や出生

表2 上級学校への進学率の動向

区分	小学校→中学校		中学校→高校		高校→大学	
	合計	女性	合計	女性	合計	女性
1970	66.1	56.5	70.1	68.8	26.9	28.6
1975	77.2	69.7	74.7	72.3	25.8	24.9
1980	95.8	94.1	84.5	80.8	27.2	22.9
1985	99.2	99.1	90.7	88.2	36.4	34.1
1990	99.8	99.8	95.7	95.0	33.2	32.4
1995	99.9	99.9	98.5	98.4	51.4	49.8
2000	99.9	99.9	99.6	99.6	68.0	65.4
2005	99.9	99.9	99.7	99.8	82.1	80.8

資料：教育人的資本部・韓国職業能力開発院(2006)『国家人的資本開発白書』

率の回復に対処すべきである。

少子化の第二の原因としては養育費、特に教育費に対する負担増加が考えられる。韓国の高い教育熱や大学の受験競争はすでに全世界的に有名な話になっている。表2は韓国における中・高校・大学の進学率を示しており、中学校や高校の進学率はそれぞれ99.9%と99.7%でほぼ100%に近く、さらに、高校卒業者の大学進学率¹³⁾が82.1%

表3 国外留学生数の動向

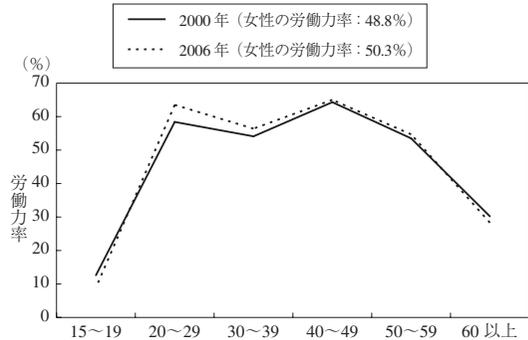
(人)

区 分	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
大学院	-	-	37,328	-	36,140	38,494	35,192	36,220
大学	-	-	71,823	-	62,191	67,399	65,524	77,515
語学研修	-	-	40,782	-	61,572	81,790	91,538	76,629
小・中・高校	1,839	4,397	7,944	10,132	10,498	16,446	20,400	-

資料：統計庁ホームページ「教育統計」

まで急上昇していることが分かる。このような異常な教育熱は教育費全体を引き上げ、韓国の学校教育費の対GDP比はOECD加盟国の平均5.9%を大きく上回る7.5%（2003年基準）に達している（OECD, 2007）。これは、アイスランド（8.0%）に次いでOECD加盟国のうち、2番目に高い水準である。さらに私的教育費の支出水準は対GDP比2.9%（2003年基準）に達しており、OECD加盟国の平均0.7%を大きく上回るだけでなく、2位のアメリカ（2.1%）とも差が開いている。教育費に占める私的教育費の割合が高い理由としては、公的教育に対する不信と学歴社会を支えるための大学入試中心の教育が挙げられる。さらに、学歴を中心とする社会風潮は、海外早期留学までつながって1999年に1,839人であった早期留学者（小・中・高校生）数は2005年に1999年の10倍を上回る20,400人まで急増した。留学先はアメリカやイギリス、そしてオーストラリアなど英語圏や先進国に集中しており、私的教育費を増加させる大きな要因になっている。

第三の原因として挙げられるのが結婚と子供に対する価値観の変化である。個人の生活とその生活の質を重視する傾向が以前より強くなっており、結婚よりは仕事を、また子供よりは夫婦のみの生活を選好する若年層が増加した。統計庁の2006年『社会統計調査』によると結婚に対する見解に対して「結婚すべきである」と答えた割合は67.7%（20代：64.5%、30代：58.6%）で2002年の調査結果69.2%（20代：64.7%、30代：59.9%）



資料：韓国統計庁「経済活動人口調査」

図5 女性の年齢階級別労働力率の動向

より低下した。このような価値観の変化は少子化の第4の原因として挙げられる女性の教育水準向上と労働力率の上昇に起因する。女性の大学進学率は表2で見られるように1970年の28.6%から2006年には80.8%までおおよそ52.2%ポイントも上昇した。このような女性の高学歴化は女性の労働力上昇の主な原因になっている。2006年、韓国における女性の労働力率は全年齢平均で50.3%でほかの先進諸国に比べるとまだ低いものの、2000年以後も上昇している¹⁴⁾（図5）。また、女性の高学歴化は男女間の賃金格差を縮小し、出産や育児に対する機会費用を増加させ、少子化の直接的な原因として作用している。

しかしながら、女性の労働市場参加率が上昇しているにもかかわらず、保育施設など育児に対するインフラや仕事と家庭の両立を支援する制度が十分整備されていないことが出生を妨げる要因となり、また出産後の女性を労働力市場から退出さ

せることにつながっている。このような社会的な問題を解決し、少子高齢化を根本的に見直す目的で計画されたのが、「低出産高齢社会基本計画」である。

III 低出産高齢社会基本計画¹⁵⁾

1. 出産・養育に対する社会的責任強化

出生率の低下が予想より深刻で、将来人口減少に伴う労働力人口の減少と国家競争力の低下を懸念した韓国政府は、長期的な人口政策である「低出産高齢社会基本計画」いわゆる「セロマジプラン2020」を発表して、2006年から実施している。この新しい人口政策は「すべての世代がともに生きる持続可能な社会」というスローガンの下で、第1段階である2006～10年の間には「少子高齢化社会に対応するための基盤構築」を、第2段階および第3段階である2011～20年の間には「出生率回復および高齢社会への成功的な対応」を目標にしている。「セロマジ」とは、「新しさ」と「最後」を合成した新造語で、「新しく希望に満ちる出産から老後生活の最後まで美しく幸せに住む社会」という意味と「希望に満ちる未来と幸せいっぱい社会を新しく迎える」という意志を表現している。表4は各段階別推進目標を示しており、出産と養育に有利な環境の助成のために①出産・養育に対する社会的責任の強化、②ファミリー・フレンドリーな男女平等社会文化の助成、

③未来世代の健全な育成の三つを推進すべき中心の課題として選定した。

「出産・養育に対する社会的責任の強化」政策としては、①子供の養育に対する経済的・社会的負担の軽減、②多様で質の高い育児支援インフラの拡充、③妊娠・出産に対する支援拡大を実践課題にしており、その主な内容は次の通りである。

(1) 子供の養育に対する経済的・社会的負担の軽減

表5は、乳幼児に対する保育・教育費の支援状況を示しているが、その主な給付対象が一定基準以下の低所得世帯や障害者世帯、そして農業従事者などの特定世帯だけに偏っており、育児に負担を感じるすべての世帯に支援を拡大すべきであるという声が高まった。そこで、政府は低出産高齢社会基本計画を制定して満0～4歳児に対する差等保育を実施するとともに、教育費の支援対象を都市雇用者世帯の月平均所得の70%から130%（2009年）まで段階的に引き上げることによって育児に対する支援を拡大する方針である（表6）。また、満5歳児に対する無償保育と教育費支援、そして子女数2人以上の世帯に対する保育・教育費支援も2009年まで都市雇用者世帯の月平均所得の130%まで拡大するとともに、満0～4歳児と満5歳児の政府支援対象割合も80%まで拡大する計画である¹⁶⁾。

女性の労働市場への参加と共働き世帯の増加は、放課後家庭内で児童を保護することを難しくし、私的教育機関を利用する児童が増加し続けている。私的教育機関の利用増加は、韓国社会の高い教育熱とあいまって育児における教育費の負担を増加させ、少子化や教育格差の原因になっており、新しい社会問題として認識されるようになった。これに対して政府は「低出産高齢社会基本計画」の一環として、放課後の学校活性化のための

表4 低出産高齢社会基本計画の段階別推進目標

	期 間	推 進 目 標
第1次	2006～2010	出産・養育に有利な環境助成および高齢社会に対する対応規範の構築
第2次	2011～2015	漸進的出生率の回復および高齢社会に対する対応策の確立
第3次	2016～2020	OECD平均の出生率回復と高齢社会への円滑な適応

資料：大韓民国政府（2006）『低出産高齢社会基本計画』

表5 乳幼児に対する保育・教育費支援の現況

区分	給付対象	給付水準	対象者数 (千人)
満0～4歳児 差等保育・教育費	都市雇用者世帯 月平均所得70%以下	所得階層によって 保育・教育費の100・70・40%	562
満5歳児 無償保育・教育費	都市雇用者世帯 月平均所得90%以下	保育・教育費全額 保育施設・私立幼稚園, 月150,800ウォン (国・公立幼稚園, 月53,000ウォン)	296
子女2人以上世帯 保育・教育費	都市雇用者世帯 月平均所得100%以下 (第2子から)	保育・教育費の30%	40
障害者 無償保育・教育費	保育施設利用障害者 (満12歳以下)	保育料全額 (月350,000ウォン)	15
	幼稚園利用障害者 (満5歳以下)	教育費全額 私立幼稚園: 月311,000ウォン 国・公立幼稚園: 月90,000ウォン	2
農業従事者 幼児養育費	農地所有5ha未満	保育・教育費の50% (満5歳児は100%)	27
女性農業従事者 働き手支援	農地所有5ha未満	保育・教育費の25% (満5歳児は50%)	48

資料: 大韓民国政府(2006)『第1次低出産高齢社会基本計画』

表6 差等保育・教育費支援計画

(%)

	基準	児童割合	保育・教育費対比政府支援額比率 ^注				
			2006	2007	2008	2009	2010
1階	基礎生活保障受給者	3.5	100	100	100	100	100
2階	次上位階層(準低所得層)	11.5	100	100	100	100	100
3階	～平均所得50%	10	70	80	80	80	80
4階	～平均所得70%	25	40	50	60	60	60
5階	～平均所得100%	20	-	20	30	30	30
6階	～平均所得130%	10	-	-	-	30	30

注: 保育・教育費対比政府支援額比率 = (政府支援額/保育・教育費) × 100

資料: 大韓民国政府(2006)『第1次低出産高齢社会基本計画』

制度改善と低所得層支援を目的に、①低所得層に対する放課後学校プログラム¹⁷⁾を無償で利用できるバウチャーの支給、②放課後の保育・教育運営システムの連携・統合、③インターネット教育放送などのサイバー家庭学習サービスの充実、④小学校保育プログラム¹⁸⁾の拡大実施を計画している(表7)。政府は小学校保育プログラムを実施する学校の割合を2006年の20.4%から2010年

表7 小学校保育プログラムの拡大計画

(校, 千人)

区分	2006	2007	2008	2009	2010
小学校保育プログラムの実施学校	1100	2400	3400	4400	5400
全小学校に占める割合	20.4%	44.4%	63%	81.5%	100%
利用児童数	22	30	68	88	108

資料: 大韓民国政府(2006)『第1次低出産高齢社会基本計画』

には100%にまで拡大する方針であり、この計画によって利用児童者数は2006年の2万2千人から2010年には10万8千人まで増加することが予想される。

所得控除と公的社会保険の保険料優遇措置

子女養育に対するもう一つの経済的支援として挙げられるのが「所得控除と公的社会保険の保険料優遇措置」である。出産および養育に対しては所得控除および非課税措置を一定基準(表8)で実施しているものの、独身世帯と夫婦と子供2人の4人世帯における所得税負担率の差が1.2%ポイントにすぎず、OECD加盟国の平均5.5%ポイントと大きな格差が生じている。したがって、今後租税優遇措置などを拡大・実施することによって、子供がいる世帯の経済的な負担を一層緩和するために①多子女世帯への税制優遇措置の拡大、②多

子女世帯の健康保険料負担の軽減、③「国民年金クレジット制度(子女数2人以上の世帯を対象に一定期間における公的年金の保険料納付を認めること)」を導入する方針である。

児童手当制度導入の検討

2005年の『社会統計調査』によると、「子供の養育において最も大変なことは何か」という質問に対して57.7%が「子供の保育および教育に対する経済的負担」と回答している。また「保育関連事項のうち最も早く解決すべき問題点は何か」という質問に対して43.5%が「保育費の支援および拡大」と答えており、子供を養育している多くの世帯にとって教育費などの養育費は大きな経済的負担になっていることがうかがえる。このような育児世帯の経済的負担を軽減する趣旨で最近活発に議論されているのが児童手当制度の導入である。

育児手当の支給対象年齢は①小学校修了までの年齢と②義務教育期間である中学校修了までの年齢に限られている。また、給付金額は児童一人当たり月5万ウォンから10万ウォンの間で調整されている。李ほか(2006)はひとり親世帯の児童に対する児童養育費が児童一人当たり月5万ウォンであることと障害児童に対する障害児童扶養手当が7万ウォンであることを考慮して、導入段階で児童一人当たり月5万ウォンを支給し、今後制度の成熟とともに給付水準を段階的に引き上げることが望ましいと主張している。

児童手当導入に必要な予算は、対象年齢や所得制限の実施有無、そして所得制限の範囲によって大きく異なる。このような予算の具体的な範囲をみるために、本稿では、既存の研究を参考にして児童手当制度の導入に必要な金額に関する推計を行なった(表9)。対象年齢は満5歳以下から満18歳未満まで五つの類型に区分しており、児童一人当たり給付額は月10万ウォンを基準にしている。

表8 出産・養育関連所得控除および非課税規模

種 類		所得控除および非課税内容	
人的控除	基本控除	配偶者および子女一人当たり100万ウォン控除	
	追加控除	6歳以下子女一人当たり100万ウォン追加控除	
所得控除	特別控除	教育費	幼児教育費：一人当たり200万ウォン限度 小・中・高校生教育費：一人当たり200万ウォン限度 大学生教育費：一人当たり700万ウォン限度 障害者特殊教育費：全額
		医療費	子女医療費のうち総給与の3%を超過した金額 所得控除(年500万ウォン限度)
		保険料	子女の保障性保険料控除(年100万ウォン限度)
		寄付金	児童福祉施設および母子福祉施設に寄付した寄付金控除
	非課税		出産・保育手当月10万ウォン限度

資料：大韓民国政府(2006)『第1次低出産高齢社会基本計画』

表9 児童手当の必要金額推計

(人, 兆ウォン)

対象年齢	児童数	全人口に占める割合	給付額：月 100,000 ウォン			
			所得制限なし	所得制限あり		
				第9分位まで	第8分位まで	第7分位まで
満5歳以下	2,832,282	5.8%	3.4	1.8	1.6	1.4
満8歳以下	4,657,950	9.6%	5.1	2.9	2.6	2.3
満12歳以下	7,333,126	15.1%	8.8	4.6	4.1	3.6
満15歳以下	9,418,657	19.4%	9.7	5.9	5.3	4.6
満18歳以下	11,320,780	23.4%	13.6	7.1	6.4	5.6

全人口 48,456,369

児童数：統計庁「将来推計人口」の2007年データを使用

表10 国内外への養子縁組の現況

(人)

年度	合計	1997年以前	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
国内	67,607	54,639	1,426	1,726	1,686	1,770	1,694	1,564	1,641	1,461
	30.1%	28.3%	36.9%	41.7%	41.7%	42.1%	41.7%	40.6%	42.1%	41.0%
国外	157,145	138,486	2,443	2,409	2,360	2,436	2,365	2,287	2,258	2,101
	69.9%	71.7%	63.1%	58.3%	58.3%	57.9%	58.3%	59.4%	57.9%	59.0%
合計	224,752	193,125	3,869	4,135	4,046	4,206	4,059	3,851	3,899	3,562

資料：韓国保健福祉部 (2006) 「国内養子縁組活性化対策」2006年7月18日報道資料

また、李ほか (2006) の推計方式に基づいて所得制限があるケース (「所得第7分位まで」から「所得第9分位まで」) を類型別に推計した¹⁹⁾。推計の結果、所得制限がなく小学校修了年齢 (満12歳) のすべての児童を対象に児童手当を給付する場合、1年間に必要な財源は約8.8兆ウォン (対象児童:2007年基準7,333,126人) であると推計された。

一方、児童手当の給付を所得第8分位までに制限し、平均子女数などを用いて推計を行った結果、必要な財源は4.1兆ウォンで所得制限を適用しない場合と比べて必要財源を半分以下に減らすことができた。それ以外の各類型推計の結果は表9の通りである。このような推計結果を参考にすると、最初の導入段階では財源の負担と制度の持続可能性を考慮して対象年齢や給付額、そして所得を制限することをおある程度適用することが望ま

しいと考えられる。

養子縁組の積極的推進

養子縁組が第2の出産であるという社会的意識を拡大するために、養子縁組世帯に対する支援を拡大する方針が示されている。今までの養子縁組実績は国内より国外の割合が高い。例えば2005年まで国外に養子縁組された子供の数は157,145人で全体の69.9%を占めていることに比べて、国内に養子縁組された子供の数は67,607人で全体の30.1%にすぎない (表10)。国内養子縁組がこのような低調な理由としては血縁を重視する保守的家族観、複雑な養子縁組手続き、養子縁組世帯に対する経済的支援の不十分などが挙げられる。

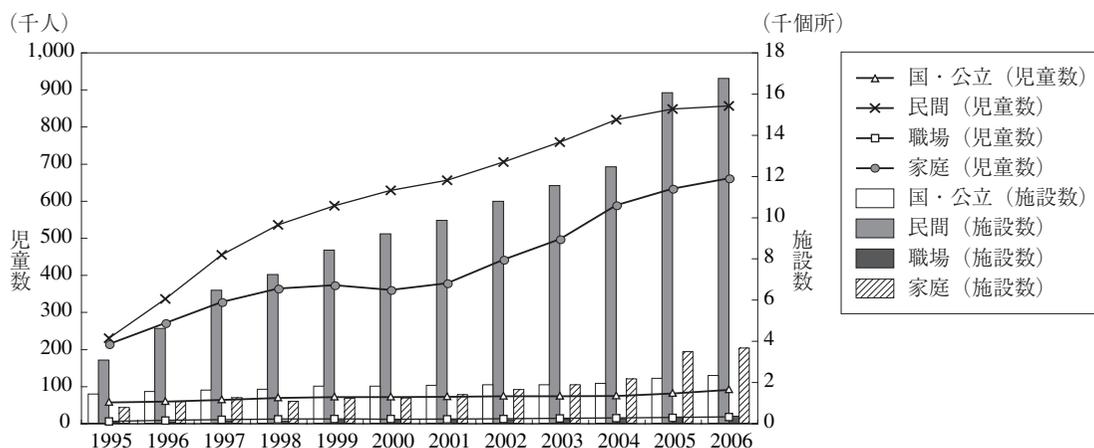
したがって今後国内への養子縁組を活性化するために、養子縁組に対する国民の意識改革、養子

縁組手数料²⁰⁾の免除、養子縁組手続きの簡素化、養子縁組による児童への無償保育および教育費支援、養子縁組による児童への養育手当の導入、障害児童養子縁組に対する補助金および医療費補助金の引き上げなどを推進する計画である。また、2007年1月からは公務員を対象に「養子縁組休暇制度」が試験的に実施されている。

(2) 多様で質の高い育児支援インフラの拡充

図6は、保育施設の類型別施設数と保育施設を利用している児童数の動向を示している。民間や家庭を中心とする保育施設やそれを利用する児童数が急速に増加していることに比べて、国・公立の保育施設や利用児童数は数量的には小幅増加しているものの、全保育施設に占める割合は低下し続けている。その結果、全保育施設に占める国・公立保育施設の割合は1995年の11.3%から2005年には5.2%まで低下した。一方、同期間における民間の保育施設の割合は45.4%から53.7%まで上昇しており、低所得層を中心に国を中心とする保育施設の拡充が要求された。それを受けて韓国政府は、低所得層が集中的に居住している地域を中心に国公立保育施設を新設し、中長期的に国公立保育施設の割合を30%水準にまで拡大する予

定であり、その代表的な政策として挙げられるのが「BTL」事業である。BTL事業とは民間が資金を投資してインフラを建設(Build)した後、国や自治体に所有権を移転(Transfer)、賃貸(Lease)して賃貸料収入を通じて投資費用を回収する事業方式である。また、小学校内の保育施設および幼稚園の統合設置と事業所内保育施設の設置および支援を拡大する。事業所内保育施設は2005年現在常用女性雇用者300人以上の事業所にその設置が義務づけられているものの、保育施設設置および保育手当支援などの実施率は33%に止まっている状態である。そのため、2006年から事業所内保育施設の設置義務基準を常用雇用者500人以上の企業まで拡大すると同時に事業所内保育施設を設置・運営する事業所に対して施設転換費と保育教師への人件費、そして教材や教具の購入費用を支援する方針である。また、満0～2歳までの児童の保育料の上限額が標準保育費用より顕著に低く設定されていることに起因する民間保育所の保育忌避やサービスの質低下などの問題点を改善する目的で、必要な標準教育費用²¹⁾と保育料上限額の差額の一部を政府が支援する「基本補助金」制度を2006年から導入した。さらに需要者中心の多様な育児サービスの提供を拡大するために時間



資料：女性家族部「保育詳細統計」より作成

図6 保育施設類型別施設・児童数の動向

延長型保育サービスおよび時間制保育サービスの支援拡大、終日幼稚園の拡大（2005年の62.5%から2010年にはすべての幼稚園に）、文化施設内育児施設の設置および運営支援を拡大する方針である。

(3) 妊娠・出産に対する支援拡大

妊娠・出産以降の母性および乳幼児に対する総合的な健康管理を体系化するために次のような政策を実施する。

- ・ 新生児に対する健康管理基盤構築と出産・育児関連情報および相談サービスの提供
- ・ 妊娠した女性の健康増進と自然死産²²⁾などを最小化するための生殖健康 (reproductive health) プログラムの開発・支援
- ・ 必須予防接種の拡大推進
- ・ 母性・乳幼児健康管理および栄養管理の支援拡大

晩婚化や高齢妊娠などが原因で増加する不妊夫婦を支援する目的で、不妊治療を希望する夫婦に試験管ベビーの施術費用の一部および男性の不妊治療費の本人負担金、そして人工授精の費用を支援する。

2. ファミリー・フレンドリーな男女平等社会文化の助成

(1) 仕事と家庭の両立に対する環境助成

1953年労働基準法によって実施された産前産後休暇制度（労働基準法第72条）は2001年の60日から90日に拡大された。産前産後休暇期間中の給料は60日分が事業主から、拡大された30日分が一般財政と雇用保険から支給される。さらに、2006年からは中小企業への支援を拡大する目的で雇用保険法と男女雇用平等法が改正され、産前産後休暇期間90日分全額が雇用保険から支給されることになった（月最高限度額135万ウォン²³⁾。妊娠16週以上の女性雇用者が流産および死産した

場合には妊娠期間によって30~90日の保護休暇が提供される。実施初年である2006年には356人がこの制度を利用した。

2001年8月雇用保険法の改正によって導入された育児休業制度は、生後1年未満の乳児を持つ雇用者がその乳児の養育のために育児休業を申請する場合、雇用保険から一定の給付が支給される。育児休業の申請者および給付金額は毎年増加しているものの、育児休業を取得することによる不利益と事業主の認識不足などが原因で利用者の割合はまだ低い状態である（表11）。産前産後休暇の利用者のうち、育児休業制度を利用した人々の割合が26%（2005年）にすぎないことはその良い例である。また、全育児休業利用者のうち、男性の割合は1.8%（2005年）に過ぎずスウェーデン（民間企業79.2%²⁴⁾）などのヨーロッパの国と比べるとかなり低い水準であることが分かる。

そこで、韓国政府は育児休業をより活性化するための育児休業の取得条件を満1歳未満から満3歳未満に拡大（2008年1月の出生児から適用）するとともに育児休業を申請した雇用者には2007年から月50万ウォン（既存：月40万ウォン）の育児給付を支給する。育児休業を取得した雇用者が在職している事業所の事業主へ対する支援金は一人当たり月10~15万ウォンから月20~30万ウォンに引き上げた。

さらに、公務員に対しては育児休業を活性化するための①育児休業の取得条件を満3歳未満から就学以前まで拡大、②女性公務員の育児休業期間を既存の1年から最大3年までに拡大、③出産・育児による代替人材確保などの制度の補完を行う。育児の期間中、全日制の育児休業より労働時間の短縮を希望する雇用者のため、2008年から「育児期労働時間短縮制度」を導入・実施する。

出産や育児のために労働市場を一旦退出した女性を新規雇用する事業主に対しては「出産女性再就業奨励金」を支払って、女性の労働市場への早

表11 産前産後休暇給付および育児休業給付の動向

(人, 万ウォン)

区分	産前産後休暇		育児休業			
	人数	給付額	人数	給付額	平均育児休業日数	産前産後休暇取得者のうち育児休業利用者の割合
2001	2	2	25 (男2, 女23)	5	女185日 男293日	
2002	22,711	22,602	3,763 (男78, 女3,685)	3,087	女178日 男146日	16.2
2003	32,133	33,522	6,816 (男104, 女6,712)	10,576	女195日 男158日	20.9
2004	38,541	41,610	9,303 (男181, 女9,122)	20,803	女209日 男186日	23.7
2005	41,104	46,041	10,700 (男208, 女10,492)	28,242	女211日 男185日	25.5
2006	48,972	90,886	13,670 (男230, 女13,440)	34,521	女216日 男191日	27.4

資料：労働部『2006年版雇用保険白書』

期復帰を支援する。また、産前産後休暇中あるいは妊娠34週以降契約期間が終了する非正規職女性雇用者を継続して雇用する事業主には、「出産後継続雇用支援金」が支給される。2006年7月から実施された「出産後継続雇用支援金」は6カ月間支給され、雇用者一人当たり月40万ウォンが支給される（正規職として採用する場合には月20万ウォンが追加支給）。長期間労働市場から離れた専業主婦に対しては労働市場復帰プログラムを運営して、職場への適応のための段階別教育を実施する。

(2) 学校・社会教育強化および家族文化助成

家族の価値観を確立するため低出産・高齢社会と関連した学校教育課程の見直しを推進する。つまり、学生が社会、道徳などの関連科目を通じて低出産と高齢化の原因と問題点を正しく認識し、合理的な解決案が提示できるように能力を養成することを目指している。また、家族の価値観確立のための社会教育強化策の一環として低出産・高

齢社会関連国民認識改善運動の強化および児童や青少年を対象にした社会教育を強化する方針である。一方、週5日勤務の定着による家族中心の文化や余暇活動の急増に対する対策として「家族生活教育および家族相談サービスの充実化」、「家族単位の余暇文化支援」、「ファミリー・フレンドリー地域社会環境助成」を実施する。

(3) ファミリー・フレンドリー企業²⁵⁾

女性家族部は企業の参加を誘導し、仕事と家庭の両立を重視する職場文化を広める目的で2006年から毎年ファミリー・フレンドリー企業を選定（大統領表彰：1社、国務総理表彰2社）して表彰を行っている。表彰の申請や推薦の対象になる企業の条件としては①仕事と家庭の両立を重視する経営目標と具体的な方向、そして事業内容を提示して仕事と家庭の両立に先駆ける企業、②仕事と家庭の両立を可能にする望ましい勤務環境を整えるなど雇用者における生活の質向上のために努力する企業、③仕事と家庭の両立に関連するプログ

ラムを5年以上実施している企業などが設定されている。

韓国における代表的なファミリー・フレンドリー企業としては、2006年に最優秀賞である大統領賞を受賞した柳韓キンバリーが上げられる。柳韓キンバリーの最も注目すべきところは、従業員の過労防止のための弾力的な勤務制度の運営である。1993年に実施した生産職の四交代制が代表的であり、そのほかに管理職のフレックスタイム制²⁶⁾(1994年)、営業職の現場出退社制度(1999年)が挙げられる。このような弾力的な勤務制度の実施を通じて得られた時間を活用して2005年には生産職一人当たり306時間の職務教育を実施した。

特に女性従業員に対して、母性保護のための健康検診、産前産後休暇、流・死産休暇(2004年から施行)、90日出産休暇の実施、授乳空間の設置、帝王切開に対する手術費や出産祝い金の支給を行っている。

また、従業員の育児に対する負担を軽減するために、小学校入学前の児童に対して1年間一人当たり百万ウォンを保育費として2年間支援する。このような仕事と家庭の両立支援政策によって本社事務職のうち、女性従業員の割合は47.8%(2005年12月基準)に達している²⁷⁾。

3. 健全な未来世代育成

(1) 児童・青少年の安全な成長環境助成

OECD加盟国の平均(2005年:7.3人)より高い人口10万人当たり事故死亡児童数(2005年:8.3人)を減らし、児童の事故予防のための社会基盤を助成する目的で「事故類型別安全対策推進」、「児童・青少年利用施設の安全水準改善」、「事故予防のための協調体系強化および教育と広報強化」、「児童安全関連統計基盤構築」を実施する予定である。

1997年のアジア経済危機以降、家族解体など家族の機能が弱体化されることによって児童に対

表12 児童虐待の年度別動向

(件)

年 度	2001	2002	2003	2004	2005
合 計	2105	2478	2921	3891	4633
身体的虐待	476	254	347	364	423
精神的虐待	114	184	207	350	512
性的虐待	86	65	134	177	206
放任	672	814	965	1367	1635
遺棄	134	212	113	125	147
重複虐待	623	949	1155	1508	1710

資料：大韓民国政府(2006)『第1次低出産高齢社会基本計画』

する虐待や放任が増加し続けている。表12は児童虐待の発生件数を年度別に示しており、2001年度に2,105件であった虐待件数が2005年度には4,633件まで急増していることが分かる。

政府は児童虐待の対策案として「児童虐待・放任の早期発見と予防体系構築」、「統合的児童保護体系の構築と専門性強化」、「児童虐待予防の広報および教育強化」、「失踪児童の早期発見・保護システム構築など児童保護インフラの拡大」を実施する計画である。また、校内暴力の予防や根絶のために1995年から国を挙げて「校内暴力の予防や根絶対策」を実施している。その結果、校内暴力の発生件数は毎年減少している。しかしながら、暴力の低年齢化、凶暴化が進んでおり、より根本的な対策の実施が要求されている。

低出産高齢社会基本計画では被害者保護および加害者の善導を強化する目的で被害者にはONE-STOP支援センターを拡大し、加害者には善導プログラムを多様化する方針などを決めている。ここでのONE-STOP支援センターとは校内暴力の被害者が相談や医療、そして捜査などのサービスを一つの場所で受けられる支援センターを意味する。

表13 児童・青少年保護・教育施設現況(2005)

区分	保健福祉部	青少年委員会		教育人的資本部	女性家族部
事業名	地域児童センター	青少年放課後アカデミー	青少年勉強部屋	放課後学校	学童保育
対象児童	小・中・高校生	小学生(4～6年生) 中学生(1～2年生)	中・高校生	小・中・高校生	小学生
主要機能	学習指導, 保護, 給食など総合サービス提供	特技適性教育, 補充学習, 給食など総合サービス提供	学習空間提供(読書室)	特技適性教育, 補充学習, 小学生対象保育	保育サービス提供
政府支援施設数	800	46(試験的運営)	328	48(試験的運営)	100

資料：大韓民国政府(2006)『第1次低出産高齢社会基本計画』

(2) 児童や青少年の健全な成長のための社会的支援システムの確立

地域児童センター、青少年放課後アカデミー、青少年勉強部屋などを通じた学習空間の提供は各部署別に多様に施行されているものの、その財政支援規模や施設数がまだ足りない状況である。今後、韓国政府は地域児童センターへの運営支援を拡大し貧困の固定化を防ぐとともに、地域社会の貧困児童と経済的に困難な家庭の児童に対して保護・学習支援・給食・相談・地域社会連携など総合的な児童福祉サービスを提供することによって地域社会における児童や青少年保護機能を強化する方針である。また、放課後アカデミー・青少年勉強部屋、青少年支援センターを拡充および支援することによって多様な放課後活動と福祉サービスの提供で教育・文化的格差の解消と学習能力の向上を追求している。

児童の権利保護のための社会システムを構築するために民間中心のオンブズパーソン(Ombudspersons)制度とオンブズキッズ(Ombudskids)制度を導入した。2006年10月韓国保健福祉部は、児童権利、教育、法曹、医療など社会各分野でモニタリングが可能で児童権利に関心が高い民間の専門家16人をオンブズパーソンとして委嘱して、2008年12月まで国内の児童政策に対するモニタリングと児童権利の広報および侵害状況調査、そして政策提

言などの活動を遂行する予定である。また、児童権利に対する社会的認識拡大や児童が参加する児童にふさわしい政策開発を目的に児童団体のホームページなどを通じた公募によってオンブズキッズを9人委嘱した。

さらに、韓国保健社会研究院内に「児童権利モニタリングセンター」を設置して児童関連情報の収集およびデータベースの構築、UN児童権利協約の国内移行事項モニタリング、児童権利政策提言、児童権利侵害事項調査、児童権利広報および情報を開発・普及する予定である²⁸⁾。このような活動以外に文化芸術教育支援、青少年を取り巻く有害環境から青少年の保護、学校の健康管理機能強化のための要件助成を実施して児童や青少年の健全な成長を支援することを計画している。表13は各部や委員会の児童および青少年保護事業の主な内容を示している。

IV 日本への政策的インプリケーション

日本と韓国は、ほかのOECD加盟国に比べると少子高齢化のスピードが早く、女性の労働力率が低いという共通点がある。出生率も高く女性の労働力も高いアイスランド、ノルウェー、デンマークなどの国とは対照的である。このように日本と韓国において出生率や女性の労働力率が両方もと

低い主な理由としては、ワーク・ライフ・バランスがまだ定着していないことが挙げられる。両国とも男性の育児や家事への参加時間は短く、その代わりに女性が育児や家事の多くの部分を担当している。そのため、出産や育児が原因で女性が職場を離れることが多く、M字カーブ現象がまだ解消されていない。日本が1.57ショックをきっかけに1989年以降、出生率を引き上げるために出産や育児支援策を実施しているものの、大きな成果を上げていない理由はどこにあるのか。それはワーク・ライフ・バランス政策の不在や仕事と家庭に対する国民の考え方が主な原因であると思われる。

一方、韓国政府は「低出産高齢社会基本計画」を実施する以前まで適切な少子化対策を実施していなかった。日本が1.57ショック以降、多様な育児政策を実施していたこととは対照的に韓国政府は目立った政策を打ち出さなかった。その原因として、経済発展中心の政策が実施されたことと政府が現実をうまく把握していなかったことが一般的に挙げられている。しかしながら、筆者はそれ以外の原因として次の三つの要因を考えている。第一は出生率がいつかは回復するという楽観論である。1987年に1.55まで低下した韓国の出生率はその後上昇に転じ、1992年の1.78まで回復する。そのために、政府は出生率が一定水準まで下がってもいつかは回復すると考えて関連政策を実施しなかった可能性が高い。第二に、社会保障制度の成熟度が欠如されたことが挙げられる。例えば、日本が1961年に国民皆年金を実現したのに対し、韓国で国民皆年金が達成されたのは1999年であり、老齢年金の完全給付はまだ実施されていない。したがって、少子高齢化が社会保障制度財政に大きな影響を与えることが、広く認識されていない可能性が高い。

第三に、朝鮮半島の軍事的な対立関係である。1953年の休戦以降、韓国と北朝鮮は軍事的な対

立を続けており、韓国は予算の相当部分を防衛費として使わざるを得ない状況であった。例えば、一般会計の総歳出予算に占める防衛費の割合は1996年に22.1%（13兆ウォン、対GDP比3.1%）から2006年には16.2%²⁹⁾（23.5兆ウォン、対GDP比2.7%）まで減少しているものの、日本の6%（2006年4.8兆円、対GDP比0.9%）に比べるとかなり高い水準である（ただし、金額的には日本が多い）。

日本は韓国より先に少子高齢化を経験しており、社会保障制度や少子化関連対策が先に整備されてきた。韓国政府は日本やほかの先進諸国の制度を参考としながら、社会保障制度の改善や少子化政策の基盤を構築してきたと言えるだろう。今まで類似点が少ない欧米諸国との比較を中心に法律や政策の改善を行ってきた日本にとって韓国の登場(?)は、とても嬉しいニュースであるかもしれない。というのは、社会経済的な面で類似点が多く、少子高齢化のスピードが速い両国が、互いに協力してその対策を講ずることは時間的、経済的ロスを最小化するとともに、今後EUやNAFTAなどに対応できる東アジア経済圏を構築するのに貢献できると考えられる。

V 結論

先進国に比べて韓国の出生率と女性の労働力率は両方とも低い。これは女性が育児をしながら仕事を続けられる環境が整備されず、「仕事と育児」の間で選択を迫られる状態にあるという社会的現実を反映するものである。「低出産高齢社会基本計画」は、韓国政府がこのような状況に対応するための青写真を提示したものである。その中でも育児支援政策は、出産と育児に関する国と社会の責任を以前より強化していくという意志を表明したものであると解釈される。

政府の育児支援政策には大きく三つの目標が

あると考えられる。その第一が労働力の確保と社会保障制度の維持である。本文でも記述したとおり、韓国の出生率は世界でも最も低い水準であり、これが労働力の不足や社会保障制度の持続可能性を脅かす要因として作用する可能性が高い。したがって、政府の出産および育児奨励政策は労働力人口の減少を最大限防止し、社会保障の支え手を確保することによって現在の社会保障制度を維持しようとする趣旨が強いと言える。第二の目標は、女性の労働市場への参加を奨励することである。女性人材の低い活用も韓国がまず克服しなければならない課題の一つである。女性の労働力を活用するために出てきたのが「仕事と家庭の両立」であり、このために国が育児を支援する政策を前面に打ち出すことになったのである。

第三の目標として児童福祉の向上が挙げられる。児童福祉の問題が個別家族の責任領域に残っているということは低所得層児童の健康と安全、福祉の問題が死角地帯に放置されていることを意味する。したがって、児童福祉をより向上させ、低所得世帯でも安心して育児ができる環境を整備するという目標が含まれている。しかしながら、育児の社会的責任を強化するという普遍的課題は前に提示した三つの目的を同時に満たすように見えるものの、具体的な詳細課題に入ると状況は少し複雑になる。言い換えると、韓国政府が提案した政策の青写真は特定の目標に対しては相互する効果を及ぼす可能性がある。例えば子女を養育する世帯に支給される児童手当は児童福祉の向上には役立つものの、出産奨励にはほとんど影響がなく、女性の経済活動促進にも否定的な影響を及ぼすと知られている。また保育施設を拡大してその費用を世帯の所得水準によって差等支援することは望ましい政策方向であるものの、育児と仕事を並行している働く女性に対して優先的な支援策が考慮されていないため、女性の労働市場参加を促進させるための効果が大きく低下するとい

う問題点を抱えている。

また、最近韓国で保育サービスの強化と関連して最も議論されているのが保育料上限線の廃止問題と民間保育施設に対する補助金支給の問題である。この保育料上限線制度は親の所得によって保育の質に差が発生することを防ぐことを主な趣旨にしており、公共施設と民間施設を問わず一定額以上の保育料が受けられないように規制されている。しかしながら、このような規制は保育サービス市場に参入しようとする民間企業の投資意欲を減退させ、その結果、サービス供給が減少する可能性があると主張されているが、既存制度を支持する市民団体および女性団体が反対している。この問題は、根本的に韓国がほかの先進国とは異なり、保育サービスを提供する公的インフラが不足したまま、民間保育施設に大きく依存している状況の下で、財政投入だけで保育の公共性を達成しようとしたことから発生している。保育において、公的サービスに先んじて民間市場が形成された韓国では、政府が動く余地はかなり制限されている。その中で、政府は、育児支援における後発走者として、新しい政策実験を試さざるを得ないのである。

謝辞：本稿の執筆にあたって、日本経済研究センターの伊藤由樹子氏、可部繁三郎氏、韓国韓神大学の裴竣皓先生から貴重なご助言をいただいた。この場を借りてお礼を申し上げる。なお内容に関するすべての責任は筆者にある。

注

- 1) 統計庁(2005)『人口住宅総調査報告書』
- 2) 世帯構成と老父母の扶養に対する意識調査の結果は統計庁の「2002年社会統計調査」と「2006年社会統計調査」に基づいている。
- 3) 文化日報が2006年に既婚者715人に対して実施した調査。文化日報2006年3月27日。
- 4) 韓国におけるベビーブーム世代の出現がほかの国に比べて遅れた理由として1950年から1953年の間に

- 起きた朝鮮戦争が挙げられる。
- 5) 労働部「2005年経済活動人口調査付加調査結果分析」2005.10.26報道資料
 - 6) 統計庁「2007年3月経済活動人口調査付加調査結果」
 - 7) 韓国労働部が発表した非正規雇用者の規模は2005年8月現在548.3万人で、全賃金労働者1,496.8万人の36.6%を占めている。この数値は2001年8月の非正規雇用者数363.5万人(26.8%)に比べて184.8万人(9.8%ポイント)も増加したもので非正規雇用者の規模が早いスピードで増加していることが分かる。
 - 8) 離婚夫婦の主な離婚事由は性格の不一致(49.7%)、経済問題(14.6%)、家族間の不和(8.9%)の順であった。韓国統計庁(2007)「2006年離婚統計結果」
 - 9) 中国やベトナム人女性との婚姻件数が韓国人男性の全婚姻件数の81.9%を占める。
 - 10) 旧暦で1年に2回立春がある年。
 - 11) この年に産まれた子供は、金運に恵まれ、一生お金には困らないということで、今年子供を出産しようとする傾向が強まっている。
 - 12) 国民のうち宗教を持っている人口の割合は53.1%であり、宗教人口に占めるプロテスタントやカトリック人口の割合は55.1%である。韓国統計庁(2005)『人口住宅総調査報告書』
 - 13) ここでの大学は短大、4年制大学、放送大学、教育大学、産業大学が含まれている。
 - 14) 1981年に42.3%であった女性の労働力率は2006年に50.3%で8%ポイント上昇した。
 - 15) 2006年韓国政府が発表した「第1次低出産高齢社会基本計画」の内容を中心に展開する。
 - 16) 2006年の満0～4歳児と満5歳児に対する政府支援対象割合はそれぞれ50%と60%であった。
 - 17) 放課後学校プログラム、放課後の保育・教育運営システム、小学校保育プログラムは日本の学童保育に当たる。
 - 18) 放課後子供に対する保育負担を緩和するために小学校の低学年を対象に実施するプログラム、その主な内容は宿題指導、授業内容の補充、レクリエーション、体育活動、生活習慣および安全指導などである。
 - 19) 全世帯数×給付対象所得分位×子女がいる世帯の割合×満25歳以下のうち満15歳以下の人口の割合×平均子女数×1カ月当たり給付額×12カ月(李ほか、2006)
 - 20) 国内の養子縁組手数料は65万ウォンから210万ウォンの間で、養子縁組世帯に対しては約200万ウォンを支援する。
 - 21) 児童に良質の保育サービスを提供するのに必要と推定される人件費、運営費、給食費などで構成。
 - 22) 流・死産率(女性千人当たり):2003年の0.27から2010年には0.20に引き下げる計画である。

- 23) 優先支援対象企業: 鉱業300人以下、製造業500人以下、建設業300人以下、運輸・倉庫および通信業300人以下、その他100人以下。
- 24) 内閣府(2005)『スウェーデン企業におけるワーク・ライフ・バランス調査』
- 25) 日本の厚生労働省が1999年から実施したファミリー・フレンドリー企業表彰と似ているものの、韓国では地域別ファミリー・フレンドリー企業は選定していない。
- 26) 午前7時から午前9時30分の間で出勤時間を自由に選択して一日8時間を勤務する。
- 27) ガンヘリョンほか(2006)『ファミリー・フレンドリー企業モデルおよび事例研究』女性家族部
- 28) 保健福祉部2006年10月25日報道資料「児童オンズパーソン児童権利保護の尖兵役割期待」
- 29) 企画予算処(2006)「2006年国家財政」

参考文献

韓国語

- 李ソンジユ・朴ソソヨン・金ウンジョン(2006)『児童手当制度の国際比較及び導入方案に関する研究』韓国女性開発院
- 韓国女性政策研究院(2006)『2006女性統計年報』
- 韓国保健社会研究院(2005)『低出産原因及び総合対策研究』
- ガンヘリョンほか(2006)『ファミリー・フレンドリー企業モデル及び事例研究』女性家族部
- 企画予算処(2006)「2006年国家財政」
- 金ヒョンスク・リュドクヒョン・ミンヒョニョル(2006)『長期的人的資本形成のための租税・財政政策: 出産率決定要因に対する経済学的な分析』韓国租税研究院
- 金ヘウォン・金ヒョニア(2007)「韓国の家族親和的雇用政策」韓国労働研究院・労働政策研究・研修機構 2007年度ワークショップ資料
- 教育人的資本部・韓国職業能力開発院(2006)『国家人的資本開発白書』
- 張芝延(2005)「女性の経済活動と低出産」『保健福祉フォーラム』第102号
- 大韓民国政府(2006)『第1次低出産高齢社会基本計画』
- チェススクヒ・キムジョンウ(2005)「通貨危機以降の低出産の原因分析」サムスン経済研究所
- 統計庁(2005)『人口住宅総調査報告書』
- 統計庁(2002)「2002年社会統計調査」
- 統計庁(2006)「2006年社会統計調査」
- 統計庁(2007)「2006年離婚統計結果」
- 統計庁(2007)「2006年婚姻統計結果」
- 統計庁「経済活動人口調査」各年度
- 統計庁(2007)「2007年3月経済活動人口調査付加調査結果」

保健福祉部 (2006) 「国内養子縁組活性化対策」2006年7月18日報道資料

保健福祉部 (2006) 「児童オンブズパーソン児童権利保護の尖兵役期待」2006年10月25日報道資料

労働部 (2005) 「2005年経済活動人口調査付加調査結果分析」2005.10.26報道資料

労働部 (2006) 『2006年版雇用保険白書』

女性家族部 (2006) 『家族親和優秀企業及び事例研究』

女性家族部「保育統計」各年度

日本語

金明中 (2006) 「韓国における高齢化と高齢者雇用政策－高齢者雇用政策と所得政策を中心に」『エイジレスフォーラム』第4号

金明中 (2007) 「アジア諸国に見る労働事情－韓国 (1) 労働市場」『関西経協』第61巻第1号

内閣府 (2005) 「スウェーデン企業におけるワーク・ライフ・バランス調査」

英語

Hyekyung Chang, Mijeong Lee, Kyungmee Kim, Youngran Kim (2005) *Policy Interventions with Women to influence Low Fertility Rates In Korea*, Women's Studies Forum 2005 Vol.21

OECD (2006) *Education at a glance*

UN (2006) *World Population Prospects*

(Kim, Myoung-Jung 日本経済研究センター研究員)

(Chang, Ji-Yeun 韓国労働研究院パネル研究室長)